

「第28回富士ふれあいの村まつり」第1回実行委員会

日時 令和8年5月29日（金）

午後2時から

場所 富士ふれあいセンター研修室

－ 次 第 －

1 開 会

2 富士ふれあいの村まつり実行委員長あいさつ

3 報 告

- ・市町村委員への輪番制導入について

4 議 事

- (1) 「第28回富士ふれあいの村まつり」実行委員会の役員選出について【第1号議案】
- (2) 「第28回富士ふれあいの村まつり」実施要項（案）について【第2号議案】
- (3) 模擬店出店要項（案）・フリーマーケット出店要項（案）について【第3号議案】
- (4) 事業所等紹介掲示コーナー実施要項（案）について【第4号議案】
- (5) 実行委員会等の開催日程（案）について【第5号議案】
- (6) 荒天時等における中止の判断（案）について【第6号議案】
- (7) その他

5 そ の 他

- ・業務委託について（資料なし）
- ・模擬店、フリーマーケット募集にかかる補足事項について（資料なし）
- ・参加見込み数の調査について
- ・ポスター・テーマ、舞台発表の募集について
- ・お楽しみ抽選会の実施方法の見直しについて
- ・ボランティアの募集について
- ・大型車用駐車スペースの確保について
- ・市町村への広報依頼について（資料なし）
- ・オブザーバーへの周知方法等について

6 閉 会

報告

市町村委員への輪番制導入について

1 経緯

- (1) 令和7年5月26日：第1回運営委員会
 - ・運営委員会の運営方法等を検討するワーキンググループ設置
- (2) 令和7年12月15日：第4回運営委員会
 - ・WG報告 ①実行委員会方式への早期変更
②市町村委員への輪番制導入
 - ・①規約改正承認（令和8年4月1日施行）
 - ・②具体的な内容について市町村と事務局で別途協議して決定
- (3) 令和8年2月3日：市町村委員へ輪番制の導入に係る意見照会
 - ・全市町村が賛成（賛成12 反対0 令和8年3月4日）

2 輪番制の具体的な内容

(1) 【輪番表】

年度	市	町村 (富士北麓方面)	町村 (東部方面)	
令和8年度	富士吉田市	忍野村	道志村	①
// 9年度	都留市	山中湖村	西桂町	②
// 10年度	大月市	鳴沢村	小菅村	③
// 11年度	上野原市	富士河口湖町	丹波山村	④

(令和12年度以降 ①～④を繰り返して輪番)

// 12年度	富士吉田市	忍野村	道志村	①
// 13年度	都留市	山中湖村	西桂町	②

(令和14年度以降 省略)

(2) 委員の業務

〔輪番市町村の役割〕

- ・実行委員会会議への出席（予定：4回/年度）
- ・輪番以外の市町村への情報提供、共有、意見等収集 等

〔全市町村共通の役割〕

- ・まつり当日の業務分担

業務例（令和7年度の実績参照）

「受付接待・車両誘導係」「会場整理係」「舞台係」

- ・業務担当者打合会への出席

第1号議案

「第28回富士ふれあいの村まつり」実行委員会の役員選出について

運 営 委 員 長	富士ふれあいセンター所長	白 須 慎 一
副 運 営 委 員 長	ふじざくら支援学校長	小 林 健
	は ま な し 寮 長	齊 藤 一 広
	富士・東部保健福祉事務所長	河 合 秀 樹
監 事 2名 (互選により選出)		

「第28回富士ふれあいの村まつり」実施要項（案）

1. 目的

富士ふれあいの村の利用者、地域の障がい児（者）及び住民が、まつりを通じ様々な交流を図る中で、相互理解を一層深めることを目的とする。

2. 名称

第28回富士ふれあいの村まつり

3. 開催日時

令和8年9月9日（水） 午前10時～午後2時10分（予定）

4. 場所

富士北麓公園体育館

5. 主催

山梨県、富士ふれあいの村まつり実行委員会

6. テーマ

「 （ 公 募 ） 」

7. まつりの内容

- ・ 支援学校、障がい者福祉施設・団体及び地域住民等によるステージ発表
- ・ 障がい者福祉施設・団体及び福祉関係者による模擬店及びフリーマーケット
- ・ ゲストによるパフォーマンス
- ・ お楽しみ抽選会

8. その他

- ・ 環境にやさしいイベント開催への取り組み～ゴミの持ち帰り運動～の実施

模擬店出店要項（案）

1. 目 的 「富士ふれあいの村まつり」における模擬店の出店にあたっては、多くの関係者が出店準備、食品の提供・販売に携わることとなる。
 については、その出店基準を明確にするとともに安全で円滑な実施のため、この要項を定める。
2. 対 象 富士北麓・東部地域の障がい者福祉施設・団体、保護者の会などの福祉関係者の出店を原則とし、地域外からの申し出があった場合は、参加を随時検討する。
3. 日 時 令和8年9月9日（水）午前10時30分～午後1時50分（終了予定）
4. 場 所 富士北麓公園体育館
5. 出 店 数 25店舗
 1区画は3間×2間（ヨコ約540cm×タテ約360cm）とする。
6. 区画の割り振り方法 ・出店する団体の代表者が参集し、原則くじ引きによる抽選会にて決定する。
 抽選会→ 令和8年7月3日（金）14時00分～
 富士ふれあいセンター研修室にて行う。

 ＜くじ引きの方法＞
 2種類のくじを引いてもらう。
 くじA：くじBを引く順番を決めるくじ
 くじB：区画を選ぶ順番を決めるくじ
 ① 受付時、受付順にくじAを引く。
 ② くじAの番号順にくじBを引く。
 ③ くじBの番号順に希望する区画を選ぶ。

 ※ 屋内用のくじと屋外用のくじで分け、該当するくじを引く。
 ※ 当日欠席された施設等においては、出席されている方の区画が決まった後に、五十音順に事務局でくじを引き、決定する。
 ※ 事前準備の都合や施設と親の会等で隣り合わせを希望する等、やむを得ない事情がある場合については、事務局で予め区画を決定する。
7. 受付期間 出店を希望する者は申込書により6月12日（金）（期限厳守）までに申し込むものとする。

8. 注意事項

- (1) 模擬店で取り扱う物品は原則として、申込書へ記入した品名のみとする。
- (2) 食品の出店については、『イベント等における食品取扱いの指導指針』に基づき保健所の指導を受けるため、申し込み後に変更がある場合は、速やかに事務局（富士ふれあいセンター）へ連絡すること。
- (3) 火気の使用については、消防署の指導を受けるため、正確に報告すること。
- (4) 火気を使用する場合は、各自で消火器を用意すること。
- (5) 机・イス、看板、テント等は各自で用意すること。
- (6) 電力の使用は必要最低限とすること。電力を使用する場合は、利用電子器具の表示等を確認し、正確な使用電力量を申込書へ記入すること。30m以上のドラムコードを持参すること。
- (7) 電力を使用する場合は、9月8日（火）午後3：00～4：00までにすべての電気機器を搬入し、通電確認に立ち会うこと。
- (7) 室内での火気の使用は不可。従って火気を使用する模擬店の場所は屋外となること（雨天時も同様）。
- (8) 会場への車両の搬入出および移動は指定時間以外は禁止する。
 - ・ 搬入時間：9月8日（火）午後3：00～4：00
9月9日（水）午前7：30～8：30
 - ・ 搬出時間：9月9日（水）午後3時（予定）

9. その他

『環境にやさしいイベント開催への取り組み』として、会場内にゴミ箱を設置しないので、各店で出たゴミは各店で持ち帰ること。また、できる限りゴミが出ないような工夫を各店で行うこと。

「第28回富士ふれあいの村まつり」模擬店申込書

○模擬店出展要項を確認の上、お申し込みください。

団 体 名			
住 所			
代 表 者 名	担 当 者 名		
電 話	F A X		
メールアドレス			

1. 模擬店の内容

	品 名	数 量	価 格
記入例:	焼きそば	350食	300円
記入例:	手作りストラップ	50個	200～250円

2. 火気の使用

無 ・ 有 【加熱に使用する器具： 】
 例：プロパンガス・炭・カセットコンロなど具体的にご記入ください。

3. 電源の必要性：○をつけてください。

*模擬店の設置場所に関わりますので、必ず正確にご記入ください。

無 ・ 有 【 ワット 】
 【使用する器具： 】
 例：IH 調理器具、ホットプレートなど具体的かつ正確にご記入ください。

* 電力を使用する際には、ドラムコード（30m以上）を各店舗で必要台数持参ください。

裏面もご記入ください

4. 自家発電機の所持：○をつけてください。

無 有 【 ワット】

5. その他

ご要望等、事前に事務局に伝えておきたいことなどがございましたらご記入ください。

*ご希望に添えないこともあることをご承知おきください。

ご要望：

上記の理由：

<注意>・机、イス、看板、テント等は、各店舗でご用意をお願いします。

・販売価格は妥当な金額をお願いします。(実行委員会では価格の調整を行いません。)

※6月12日(金)までにメールまたはFAXにて提出してください。

※期日厳守

・模擬店の内容に係る「数量・価格」につきましては、業務効率化の観点から、来年度以降は提出を求めない方向で検討しています。本件につきまして不都合等がございましたら、事務局までご連絡ください。

富士ふれあいの村まつり実行委員会

(富士ふれあいセンター 若尾)

TEL：0555-72-5533 FAX：0555-72-5539

MAIL：fuj-hureai@pref.yamanashi.lg.jp

フリーマーケット出店要項（案）

1. 目 的 「富士ふれあいの村まつり」におけるフリーマーケットの出店にあたっては、多くの関係者が出店準備に携わることとなる。ついては、その出店基準を明確にするとともに安全で円滑な実施のため、この要項を定める。
2. 対 象 富士北麓・東部地域の障がい者福祉施設・団体、保護者の会などの福祉関係者の出店を原則とし、地域外からの申し出があった場合は、参加を随時検討する。
3. 日 時 令和8年9月9日（水）午前10時30分～午後1時50分（終了予定）
4. 出店場所 富士北麓公園体育館
5. 出 店 数 5店舗程度
1区画は250cm×150cmとする。
（表示された区画へ指定時間に搬入を行うこと。）
6. 受付期間 出店を希望する者は申込書により6月12日（金）（期限厳守）までに申し込むものとする。
7. 注意事項
 - （1）飲食物、高額なもの、宗教活動を目的としたものは販売不可とする。ただし、遊休品（調味料等のギフトセット等）は販売可とする。
 - （2）敷物等は各自で持参する。
 - （3）当日の会場への車両の搬入出および移動については、指定時間以外は禁止とする。
 - ・搬入時間：9月9日（水）午前7時30分から午前8時30分まで
 - ・搬出時間：9月9日（水）午後3時（予定）
8. そ の 他 『環境にやさしいイベント開催への取り組み』として、会場内にゴミ箱を設置しないため、各店で出たゴミは各店で持ち帰ること。また、できる限りゴミが出ないような工夫を各で行うこと。

第28回 富士ふれあいの村まつり

フリーマーケット出店募集

富士ふれあいの村では、障がい児（者）と地域にお住まいの方々をはじめ、広く県民の皆様との交流を目指し、一日楽しくふれあう場として、毎年「富士ふれあいの村まつり」を開催しています。

今年も、フリーマーケットコーナーを設けます。この機会に多くの方に出店していただき、まつりを盛り上げていただきたいと考えていますので、出店を希望される方は、お申し込みください。

1. 出店日時 令和8年9月9日（水）午前10時30分から午後1時50分まで
（終了予定）
2. 場 所 富士北麓公園体育館
3. 申し込み方法 申し込みフォームにて申し込み
<https://forms.cloud.microsoft/r/7zCnfxaPLN>
4. スペース 1ブース 250cm×150cm
5. 注意事項
 - ・ 別紙出店要項を確認の上、申し込みください。
 - ・ 飲食物は扱わないでください。
（ただし、調味料等ギフトセットなどの遊休品は可。）
 - ・ 高額なもの、宗教活動を目的としたものは不可とします。
 - ・ 募集は5店舗程度です。
6. 受付期間 令和8年6月12日（金）
7. 募集対象 原則、富士北麓・東部地域の障がい者福祉施設・団体、保護者の会などの福祉関係者として。地域外からご希望の方は事前にご相談ください。



【お問い合わせ先】

富士ふれあいの村まつり実行委員会
（富士ふれあいセンター 若尾）

TEL : 0555-72-5533

FAX : 0555-72-5539

MAIL : fuj-hureai@pref.yamanashi.lg.jp



富士北麓公園体育館 配置図

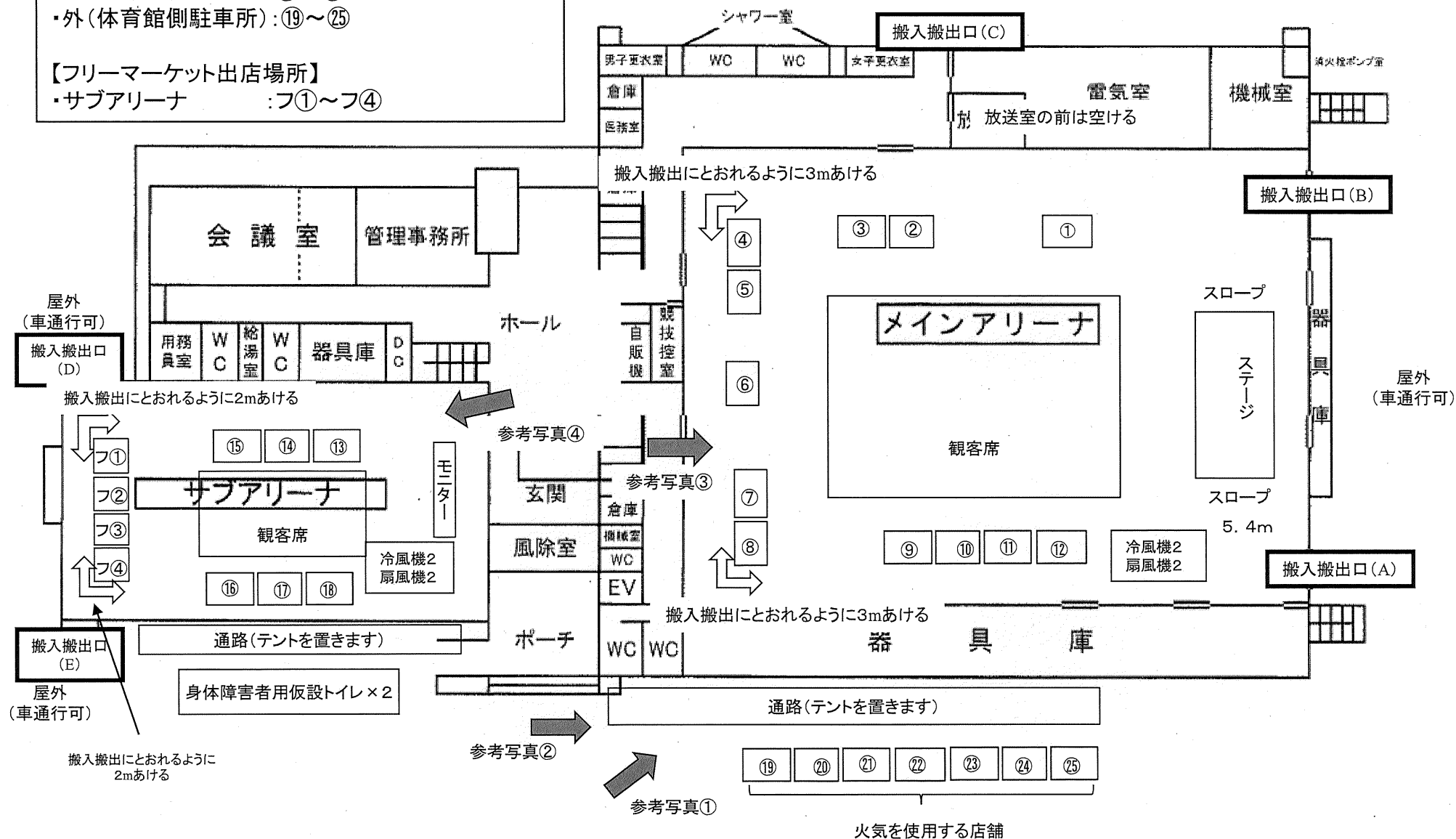
【模擬店出店場所】

- ・メインアリーナ : ①～⑫
- ・サブアリーナ : ⑬～⑱
- ・外(体育館側駐車所) : ⑲～⑳

【フリーマーケット出店場所】

- ・サブアリーナ : フ①～フ④

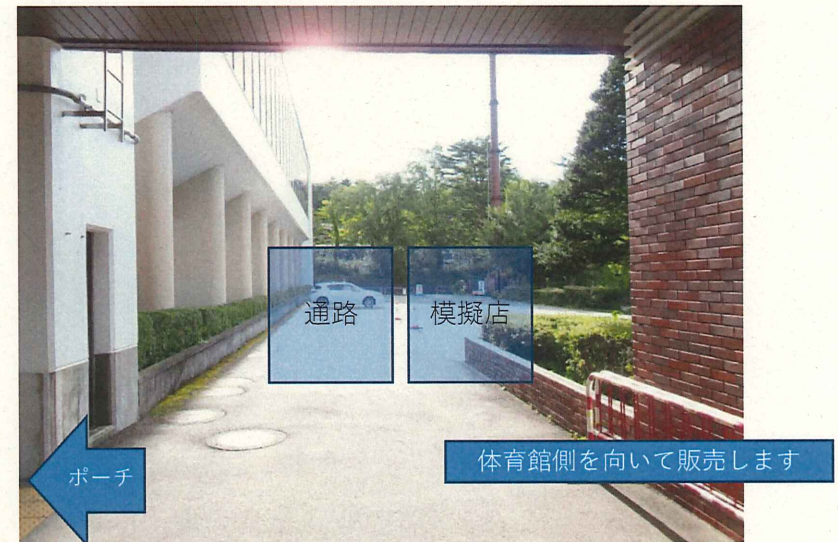
10ペーシ



別添 参考写真①（体育館前駐車場）



別添 参考写真②（体育館前駐車場）



別添 参考写真③（メインアリーナ）



別添 参考写真④サブアリーナ



事業所等紹介掲示コーナー実施要項（案）

1. 目的

富士ふれあいの村まつりの来場者に対し、障害児（者）の事業所の活動内容や役割等について広く紹介し、掲示による情報提供を通じて、障害福祉への理解促進を図るとともに、障害の有無に関わらず誰もが安心して交流できる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

2. 実施日時

令和8年9月9日（水） 午前10時～午後2時10分（予定）

3. 場所

富士北麓公園体育館サブアリーナ、1階・2階ホール

4. 対象施設

富士・東部地域における障がい（児）者の事業所等

5. 内容

障がい（児）者の事業所等の活動内容や役割等を紹介する内容で、名称、場所、連絡先、事業所種別、事業内容が必ず記載されているものであること。

6. 方法

- ① サイズは、縦1091mm×横788mm（一般的な模造紙のサイズ）とする。
- ② 掲示に伴う付属品（ピンなど）については、参加事業所で準備すること。
- ③ 掲示場所の割り振りは、富士ふれあいの村まつり実行委員会事務局において決定する。
- ④ 掲示終了後は、参加事業所が掲示前の状態に戻すこと。

7. 申込み方法

アンケートフォームにて令和8年6月19日（金）までに申し込むこと。

8. 掲示資料の搬入と搬出

- ① 搬入と搬出は、参加施設が行う。
- ② 搬入と搬出を行う時間は次のとおりとする。

- ・搬入 令和8年9月8日（火）午後3時～午後5時
- ・搬出 令和8年9月9日（水）午後3時（予定）

9. 掲示資料の取り扱い

天災、その他不可抗力によるもののほか、主催者の責めに帰さない損傷に対して、主催者はその責任を負わない。

10. 問い合わせ先

富士ふれあいの村まつり実行委員会事務局
（山梨県立富士ふれあいセンター 若尾）

電話番号：0555-72-5533 FAX：0555-72-5539

メールアドレス：fuj-hureai@pref.yamanashi.lg.jp

11. 申し込み用アンケートフォーム

URL：<https://forms.cloud.microsoft/r/nPmCjhq10R>

第28回富士ふれあいの村まつり 事業
所等紹介掲示コーナー申し込み



実行委員会等の開催日程（案）

実施日	会 議	協 議 項 目 (決 定 事 項)
5/29(金)	第1回実行委員会 場所：富士ふれあいセンター 研修室 時間：14時00分～	・ 実行委員会の役員選定 ・ まつり実施要項、模擬店出店要項、フリーマーケット出店要項、実行委員会等の開催日程について ・ 荒天時等における中止の判断について ・ 模擬店、フリーマーケット、舞台発表募集（～6月12日） ・ テーマ・ポスター募集（～6月19日） ・ 参加見込み数、大型車用駐車スペース提出依頼（～6月19日） ・ ボランティア募集（～8月21日） ・ 市町村広報誌PR依頼
6月		・ 模擬店、フリーマーケット、舞台発表締め切り（6月12日） ・ テーマ・ポスター、事業所等紹介掲示コーナー、参加見込み数、大型車用駐車スペース締め切り（6月19日） ・ テーマ・ポスター決定 ・ 業務委託内容の検討、委託先の決定（予定）
7/3(金)	模擬店抽選会 場所：富士ふれあいセンター 研修室（※） 時間：14時00分～	・ 模擬店出店区画を決定
7/22(水)	第2回実行委員会 場所：富士ふれあいセンター 研修室（※） 時間：14時00分～	・ テーマ・ポスター発表、ポスター配布 ・ 事業計画（当日の日程、業務分担等）、収支予算 ・ 会場、駐車場配置
8月中旬		・ マスコミ対応（プレスリリース） ・ 保健所、消防届出（模擬店）
8月下旬		・ 出演者との打合せ、プログラム作成 ・ ボランティア締め切り（～8月21日） ・ ボランティア受入調整
9/9(水)	(1)業務担当者打ち合わせ会 場所：富士北麓公園体育館 時間：7時30分～ (2)第28回富士ふれあいの村まつり 時間：10時00分～	・ 業務分担、業務担当別説明、打ち合わせ
10/30(金)	第3回実行委員会 場所：富士ふれあいセンター 研修室（※） 時間：14時00分～	・ 事業報告 ・ 収支決算、監査報告 ・ 振り返り

※ 富士ふれあいセンター多目的トイレ設置工事に伴い、研修室が使用できない時期があります。その際には場所変更をお知らせします。

第6号議案

荒天時等における中止の判断（案）について

○判断の時期・基準

- ・ 原則として、次の基準に基づき、令和8年9月6日（日）昼12時（以下「基準時」という。）に委員長（富士ふれあいセンター所長）が決定する。
- ・ 基準時において、9月9日（水）に早期注意情報が発表されている場合には、中止とする。
- ・ 基準時以降、中止が必要となるような事情の変更が生じるなど、上記の基準によりがたい状況が生じた場合には、その状況に応じて委員長が速やかに決定する。

※ 会場は、屋内施設（富士北麓公園体育館）であるため、晴天/雨天による会場変更はない。

○連絡・周知方法

- ・ 決定後速やかに（決定日が、土日等の休業日である場合はその翌日。第28回は令和8年9月7日（月））、富士ふれあいセンターから実行委員、オブザーバー、出演団体、出席者等に対して電話及びFAXにより連絡する。
- ・ 来場者向けの周知として、富士ふれあいセンターHPに中止の旨を掲載する。

※ ポスター及びチラシに、中止となる場合は富士ふれあいセンターHPに掲載する旨を記載（予定）。

(参考) 判断のイメージ

○まったり当日の三日前の昼 12 時に天気予報を確認。

基準時 三日前の 12 時		当日 (想定)						
日付	今日 17日(月)	明日 18日(火)	明後日 19日(水)	20日(木)	21日(金)	22日(土)	23日(日)	24日(月)
山梨県	晴時々曇 	晴 	晴時々曇 	晴時々曇 	晴時々曇 	晴時々曇 	晴時々曇 	晴時々曇
降水確率(%)	-/-/10/10	0/0/10/10	10	20	20	20	20	20
信頼度	-	-	-	A	A	A	A	A
甲府 最低/最高(°C)	- / 14	-2 / 9	-4 / 8	-6 / 8	-5 / 9	-4 / 9	-4 / 9	-5 / 9

2週間気温予報へ 週間天気予報解説資料へ 早期注意情報へ

詳しく見る

早期注意情報が発表されている

中止

(参考) 早期注意情報のイメージ

早期注意情報(警報級の可能性)の[高]及び[中]の利活用のイメージ

	翌日まで 積乱雲や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。	2日先から5日先まで 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に 伴う大雨等が主な対象。
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表
[高] 対象区域内の いずれかの市町村で 警報発表中、又は、 警報を発表する ような現象発生 の可能性がある状況。	翌日までの期間に早期注意情報(警報級の可能性)の[高]が発表されたときは、危険度が高まりつつあり、「 <u>警報に切り替える可能性が高い注意報</u> 」や「 <u>予告的な府県気象情報</u> 」等がすでに発表されているか、まもなく発表されることを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される詳細な時間帯を気象警報・注意報等で確認してください。	数日先の早期注意情報(警報級の可能性)の[高]や[中]が発表されたときは、 <u>心構えを早めに高めて</u> 、これから発表される「 <u>台風情報</u> 」や「 <u>予告的な府県気象情報</u> 」の内容に十分留意するようにしてください。
[中] [高]ほど可能性が高くないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を発表するような現象発生可能性がある状況。	翌日までの期間に早期注意情報(警報級の可能性)の[中]が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、 <u>深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておく</u> ようにしてください。	

「中」の方が「高」よりも空振りが少ない。

「翌日まで」の方が「2日先から5日先まで」よりも見逃しが少ない。

※ 大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。
(内閣府「避難情報に関するガイドライン」P27の内容に基づき整理)

第28回富士ふれあいの村まつり 参加見込み数の調査について

例年、河口湖ライオンズクラブ様から、当日おまつりに参加される施設・作業所の参加者の皆様（職員・保護者は含まず、利用者のみ）に無償でお菓子の提供をしていただいております。今年も配布して下さる予定です。

つきましては、提出時点での見込み人数で構いませんので、下記の申し込みフォームから、令和8年6月19日（金）までにご報告願います。

【申し込みフォーム】

URL : <https://forms.cloud.microsoft/r/LA8Uxb3KQK>



富士ふれあいの村まつり実行委員会
(富士ふれあいセンター 若尾)
TEL 0555-72-5533
FAX 0555-72-5539
MAIL fuj-hureai@pref.yamanashi.lg.jp

富士ふ第176号
令和8年5月29日

関係各位

富士ふれあいの村まつり実行委員会
委員長 白 須 慎 一
(公 印 省 略)

「第28回富士ふれあいの村まつり」ポスター及びテーマの
募集について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

「第28回富士ふれあいの村まつり」の実施にあたり、格別の御協力をいただき、
感謝申し上げます。

さて、この村まつりを地域住民の方々に広く知っていただくためのポスターとテーマを別紙要項のとおり募集します。

つきましては、多数の作品が寄せられますよう、別紙の募集チラシの掲示及び対象者への呼びかけをお願い申し上げます。

《問い合わせ先》

富士ふれあいの村まつり実行委員会
(富士ふれあいセンター) 権正

TEL 0555-72-5533

FAX 0555-72-5539

富士ふれあいの村まつりポスター・テーマ募集要項

1 目的

富士ふれあいの村まつりを地域住民の方々に周知するため、広報用ポスターの原画とテーマを募集することにより、ポスター制作等の活動をとおして、村まつりへの参加意識の向上を図ることを目的とする。

2 テーマ

障がい児（者）と地域住民の方々が村まつりをとおして交流する場としてふさわしいテーマ

3 ポスターの規格等

- (1) 規格：B4サイズ（八つ切りサイズも可）（原則、横書き）
- (2) 画材：水彩絵の具・クレヨン・クレパス・貼り絵・デジタルなど
※ 色鉛筆の使用は不可とする。
- (3) 画題：自由（村まつりにふさわしいもの）
※ オリジナルキャラクター、オリジナルデザインに限る。

4 応募対象者

富士北麓・東部地域に居住する障がい児（者）

5 応募方法

- (1) テーマ： 応募用紙に必要事項を記載し、富士ふれあいセンターに FAX または、持参、郵送する。
- (2) ポスター： 応募用紙に必要事項を記載し、富士ふれあいセンターに持参 または、郵送する。

6 募集期限

令和8年6月19日（金）

7 募集作品の取り扱いについて

- (1) 募集作品については、原則として返却しませんが、応募時に申し出があったものについては返却します。
- (2) 募集作品については、原則として村まつり当日に会場内に展示をしますが、応募時に展示を希望しない旨の申し出があった場合は展示をしません。
- (3) 個人情報保護のため、ポスター・テーマの制作者名、施設名の開示については、本人又は保護者の了承を得たものについて開示する。

8 その他

ポスター・テーマの採用者については、村まつり当日の開会式において記念品を贈呈する。

第28回 富士ふれあいの村まつり テーマとポスター募集！！

富士ふれあいの村まつりは、富士北麓・東部地域の障がい児（者）と地域住民の方々がお互いに交流を深めながら、楽しく過ごすおまつりです！！

このたび、この村まつりにふさわしいポスターとテーマを募集します。

より多くのみなさんからの応募を心よりお待ちしております！！

なお、採用された方には、村まつり当日の開会式にて記念品を贈呈いたします。

《テーマ》

○題 材 : 障がい児（者）と地域住民の方々がふれあいを通して交流し、楽しく過ごす場としての村まつりにふさわしいテーマ

*参 考 : 第24回（祭りにおいてよ！ みんなを笑顔に ひびけ笑い声）
第25回（やっと会えたね みんなの笑顔 心を1つに新たなまつりの幕を開けよう）
第26回（手と手を繋いで 友に笑おう）
第27回（みんなで いっしょに ふれあいまつり）

※ ‘富士ふれあいの村まつり’ という言葉は入れないでください。

《ポスター》

○規 格 : B4サイズ（八つ切り可）（原則、横書き）

○画 材 : 水彩絵の具・クレヨン・クレパス・貼り絵・デジタルなど

※ 色鉛筆は使用しないでください

○画 題 : 自由（村まつりにふさわしいもの）

※ オリジナルキャラクター、オリジナルデザインに限ります



《応募》

○応募対象者 : 富士北麓・東部地域に居住する障がい児（者）

○応募方法 : (1)テーマ 応募用紙に必要事項を記載し、富士ふれあいセンターにFAXまたは、持参、郵送してください。

(2)ポスター 応募用紙に必要事項を記載し、富士ふれあいセンターに持参または、郵送してください。

○締め切り : 令和8年6月19日（金曜日）

○選 考 : 富士ふれあいの村まつり実行委員会

○そ の 他 : 応募作品は返却しませんので、返却を希望する場合は、応募時に応募用紙に必ず記載してください。

応募作品はまつり当日に会場内に展示いたしますので、展示を希望しない場合は応募時に応募用紙に必ず記載してください。



提出先・問い合わせ先

富士ふれあいの村まつり実行委員会
（富士ふれあいセンター 権正）

〒401-0301 富士河口湖町船津 6663-1

TEL：0555-72-5533

FAX：0555-72-5539

第28回 富士ふれあいの村まつり

「テーマ」 応募用紙

(足りない場合はコピーして使用してください)

施設名 (ふりがな)	施設名公表
()	

応募者氏名 ふりがな 漢字	テーマ	氏名 公表	備考
記入例 ふ じ たろう 富 士 太 郎	●●●●●●●●●●●●●●●●	○	

【注意事項】

- (1) 「施設名公表」「氏名公表」には、○または×をつける。実行委員会から制作者名開示の有無についての確認は行なわないので必ず記入すること。
- (2) その他の連絡事項は備考欄に記入する。
- (3) 応募方法 FAX 0555-72-5539

郵送・持参 〒401-0301 富士河口湖町船津 6663-1 富士ふれあいセンター

「ポスター」応募用紙

(足りない場合はコピーして使用してください)

施設名 (ふりがな)	施設名公表
()	

氏名 (漢字)	ふりがな	氏名公表	備考 ※返却希望・展示希望しない等
(記入例) 富士 太郎	ふじ たろう	○	返却希望・展示希望しない
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			
⑨			
⑩			

【注意事項】

- 【紙】 応募作品 (ポスター) の裏に応募用紙の番号、氏名、施設名を記入する。

【デジタル】 CD-R に保存し、CD-R の表面に応募用紙の番号、氏名、施設名を記入する。

氏名等は漢字で明確に記入する。
- 「施設名公表」「氏名公表」には、必ず○または×をつける。

応募作品は原則返却しないが、返却を希望する際は備考欄に「返却希望」と記載する。

応募作品は村まつり当日に会場内に展示しますが、作品の展示を希望しない場合は備考欄に「展示希望しない」と記載する。
- 実行委員会から制作者名開示の有無及び返却の有無、作品の展示の有無について、確認の連絡は行なわないので、必ず記入する。
- 記入後は応募作品と併せて富士ふれあいセンターに持参する。
- その他の連絡事項は備考欄に記入する。

～記入例～

●紙作品

作品の表



作品の裏

① ふじ たろう 太郎

富士ふれあいセンター

●デジタル作品



応募用紙



名前（漢字）	ふりがな	氏名公表	備考
① 富士 太郎	ふじ たろう	×	返却希望・展示希望しない
② 富士 花子	ふじ はなこ	○	
③			

富士ふ第176号
令和8年5月29日

関係各位

富士ふれあいの村まつり実行委員会
委員長 白須 慎一
(公 印 省 略)

「第28回富士ふれあいの村まつり」における舞台発表の募集について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

「第28回富士ふれあいの村まつり」の実施にあたり、格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、このまつりに多くの方に御参加をいただき、地域の障がい児（者）と地域住民が交流を図るため、舞台発表の募集を行います。

出演を希望する場合は、URLまたは二次元コードからご回答ください。

1 申込期限 令和8年6月12日（金）

2 回答URL及び二次元コード

<https://forms.cloud.microsoft/r/XKytvgXmxu>

第28回富士ふれあいの村まつり 舞台
発表の申込みについて



お問い合わせ

富士ふれあいの村まつり運営委員会
(富士ふれあいセンター 渡邊)

TEL 0555-72-5533

FAX 0555-72-5539

「お楽しみ抽選会」の実施方法の見直しについて

○ 経緯

- ・ 「お楽しみ抽選会」は、まつり終盤の閉会式で実施しています。
- ・ 受付時に配布する「プログラム」のカドに印刷した「抽選券」を切り取り、その場で抽選箱に投入しています。抽選は、抽選者が抽選会で抽選箱から引いて、各賞を決定しています。
- ・ 昨年度の「第27回富士ふれあいの村まつり」では、抽選会で当選者の不在が続き、抽選を何回も繰り返すこととなったため、予定時間を大幅に超えることとなりました。
- ・ 振り返りのアンケートや第4回運営委員会の「グループワーク」でもスムーズな進行のため、抽選方法を見直した方が良いという意見をいただきました。
- ・ このため、第28回では、次の点に留意しながら改善の検討を進めていきたいと考えております。

○ 改善の考え方等

3項目について見直しを行い、時間短縮とスムーズな進行につなげていきたいと考えています。

1 抽選方法について

- ・ 抽選会に参加されている方が対象となるよう、抽選券を回収するタイミングを、「受付時」から「昼休み」以降に変更するよう検討しています。
- ・ 当選者が抽選会で不在となるケースを減らし、スムーズな進行につなげたいと考えています。

2 賞品数について

- ・ 抽選から授与までの過程が長く、時間がかかっています。
（「抽選」→「発表」→「当選者登壇」→「授与」→「当選者降壇」）
- ・ 賞品の点数を減らすことで、全体の時間を短縮できるよう検討しています。

3 抽選者について

- ・ 抽選者を原則実行委員長、実行副委員長、ゲスト出演者に限定します。
- ・ 「テーマ」「ポスター」の入選者にも抽選者をお願いしてきましたが、当選者と勘違いし、壇上で混乱するケースも見られましたので、限定することにより、スムーズな進行につなげたいと考えています。

こうした改善により、円滑な運営を目指し、参加者の皆さまに快適に楽しんでいただくよう努めていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

富士ふ第176号
令和8年5月29日

各 実 行 委 員 殿

富士ふれあいの村まつり実行委員会
委員長 白 須 慎 一
(公 印 省 略)

「第28回富士ふれあいの村まつり」ボランティア募集について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

「第28回富士ふれあいの村まつり」の実施にあたり、格別の御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、村まつりを円滑に実施するため、まつりの運営をサポートしていただくボランティアを別添要項のとおり募集します。

御多忙の折り誠に恐縮ですが、ボランティアの募集について、関係者への周知及びPR資料の掲示等をしていただきますようお願い申し上げます。

《お問い合わせ》

富士ふれあいの村まつり実行委員会
(富士ふれあいセンター 奥秋)

TEL 0555-72-5533 FAX 0555-72-5539

富士ふ第176号
令和8年5月29日

各高等学校長
各大学長
各専門学校長

} 殿

富士ふれあいの村まつり実行委員会
委員長 白 須 慎 一
(公 印 省 略)

「第28回 富士ふれあいの村まつり」ボランティア募集について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、障害児（者）の福祉の推進につきましては、格別の御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、富士・東部地域の障がい児者と地域住民の方々がふれあい、相互の理解を深める場としての「富士ふれあいの村まつり」を令和8年9月9日（水）に開催します。

つきましては別紙要項のとおり、村まつりの運営等に関わるボランティアを募集いたしますので、ご多忙の中大変恐縮ですが、趣旨を御理解いただき、貴校の生徒・学生への周知及びPR資料の掲示等をよろしくお願いいたします。

《お問い合わせ》

富士ふれあいの村まつり実行委員会
(富士ふれあいセンター 奥秋)

TEL 0555-72-5533 FAX 0555-72-5539

富士ふれあいの村まつり ボランティア募集要項

1 目的

村まつりを通し、学生を始め地域住民が広く障がい児（者）とふれあうことで障がい児（者）への理解を深める場を設けるとともに、ボランティア活動への関心や知識を高めることを目的とする。

2 実施日時および内容

- ・ 日時 令和8年9月9日（水）午前9時00分～午後3時00分
- ・ 場所 富士北麓公園 体育館
- ・ 内容 まつり運営スタッフの補助（準備、運営、片付け等）
- ・ 定員 10名程度

3 申し込み方法

アンケートフォームに必要事項を記入して、送信する。

4 募集締め切り

令和8年8月21日（金）

5 その他

- ・ 動きやすい服装、熱中症予防のための帽子やタオル、水分を各自用意するよう呼びかける。
- ・ 村まつり当日の昼食については実行委員会が用意する。
- ・ ボランティア保険については実行委員会が負担し、手続きを行う。
- ・ 団体に申し込む場合には、申し込み時に代表者を併せて報告してもらう。

第28回富士ふれあいの村まつり

ボランティア募集!!



障がいのある方や地域の方約 1000 人が
集まる「まつり」に
スタッフとして参加してみませんか！



日時：令和8年9月9日(水)
午前9:00～午後3:00
会場：富士北麓公園 体育館

定員：10名程度
初めてでもOK！気軽にどうぞ！！

持ち物：帽子、タオル、水分
昼食は提供いたします。

申し込み：8月21日(金)までに
申し込みフォームから
お申し込みください。

第28回 富士ふれあいの村まつり
ボランティア申し込み



【申し込みURL】

<https://forms.cloud.microsoft/r/6e975EtxXc>



昨年の様子

<https://www.pref.yamanashi.jp/fuj-hureai/hureai-maturi27.html>

＜お問い合わせ・申し込み＞

富士ふれあいの村まつり実行委員会 事務局

(富士ふれあいセンター 奥秋)

〒401-0301 富士河口湖町船津 6663-1

TEL 0555-72-5533

FAX 0555-72-5539

メール fuj-hureai@pref.yamanashi.lg.jp

*回答期限:6/19(金)

富士ふれあいの村まつり 大型車用駐車スペースの確保について

- 当日の駐車場については、通常サイズの乗用車で来場を想定していますが、利用者が多数であるなど、大型車（マイクロバス等）での来場が必要となる場合には、注意事項をご了解の上、下記申込書を6月19日（金）までに、URLまたは二次元コードからご回答ください。
- 注意事項
 - ・ 駐車場には限りがありますので、可能な限り乗用車で来場をご検討いただき、お申し込みは真に必要な場合のみとしてください。
 - ・ 具体的な駐車場所については、ご希望をとりまとめの上、追ってご連絡いたします。
- 回答URLおよび二次元コード

<https://forms.cloud.microsoft/r/jXtBatwbMj>

令和8年度 富士ふれあいの村まつり
大型車用駐車スペースの確保について



富士ふれあいの村まつり実行委員会
(富士ふれあいセンター) 秋山・権正
TEL:0555-72-5535 FAX:0555-72-5539
メール: fuj-hureai@pref.yamanashi.lg.jp

P 駐車場完備場所

富士山の銘水
スタジアム

富士ウッドストリート
(屋内練習走路)

球技場

モニュメント広場

第二駐車場

P

第一駐車場

P

体育館 **P**
トレーニング室

臨時
駐車場

野球場

オブザーバーへの周知方法等について

実行委員会への変更によりオブザーバーとなった事業所・団体等への情報提供については、経過的な対応も取りながら、以下のとおりにしたいと考えております。

◇ 第 28 回（令和 8 年度）＝変更に係る経過的な対応期間

- ・個別送付します。（昨年度までと同様）
（会議の開催通知、事前資料、結果報告等）
- ・送付方法：メール又は郵送（昨年度までと同様）
- ・富士ふれあいセンターホームページで随時情報掲載（新規）

◇ 第 29 回（令和 9 年度）以降＝経過的な対応期間終了後

- ・個別送付を終了します。
- ・富士ふれあいセンターホームページへの掲載のみとなります。

◇ ホームページ掲載時期のイメージ

5 月上旬：第 1 回実行委員会開催通知

6 月上旬：まつり開催日程や舞台発表、模擬店の申込み等

※ 各種申込み等に関する情報につきましては、特にご注意いただき、適宜ご確認のうえ、期限内にご対応くださるようお願いいたします。

第 28 回（令和 8 年度）	第 29 回（令和 9 年度）以降
事業所・団体等に個別送付（メール・郵送）	※ 個別送付終了
HP に随時掲載	HP に随時掲載

本取り扱いは、広く周知を図るとともに、効率的な業務運営を推進するためのものです。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

富士ふれあいの村まつり実行委員会規約

(名 称)

第1条 この会は、富士ふれあいの村まつり実行委員会（以下「委員会」という。）という。

(業 務)

第2条 委員会は、富士ふれあいの村まつり（以下「ふれあいの村まつり」という。）の、企画立案及び運営を担当する。

(組 織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる機関及び団体等をもって構成する。

(役 員)

第4条 委員会に次の役員をおく。

- | | | |
|-----|----------------------|----|
| (1) | 実行委員長（以下「委員長」という。） | 1名 |
| (2) | 副実行委員長（以下「副委員長」という。） | 3名 |
| (3) | 監事 | 2名 |

(役員を選任)

第5条 委員長には、富士ふれあいセンター所長を、副委員長には、ふじざくら支援学校長、はまなし寮長及び富士・東部保健福祉事務所長をもって充て、監事は委員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の任期は、1年とする。

(会 議)

第8条 会議は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席した場合に成立する。ただし、本条及び第9条において、市町村の委員については、委員長が別に定める市町村の委員の代表者をもって、委員とみなす。

(議 決)

第9条 会議の議決は、出席者の過半数で決する。

- 2 可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(オブザーバー)

第10条 委員会にオブザーバーをおく。

2 オブザーバーは、別表第2に掲げる施設及び団体のほか、委員長が承認した施設又は団体等とする。

3 オブザーバーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務)

第11条 委員会の事務は、富士ふれあいセンターが行う。

(経費)

第12条 ふれあいの村まつりの開催に要する経費は、県費及びその他の経費をもって充てる。

(補則)

第13条 この規約に定めるものを除くほか、委員会に関し、必要な事項は、委員長が定める。

付 則 この規約は、平成22年6月22日より施行する。

付 則 この規約は、平成23年6月24日より施行する。

付 則 この規約は、平成24年6月18日より施行する。

付 則 この規約は、平成25年6月24日より施行する。

付 則 この規約は、平成28年6月13日より施行する。

付 則 この規約は、平成29年6月19日より施行する。

付 則 この規約は、令和8年4月1日より施行する。

別表第1（第3条関係）

番号	役 職 名	機 関 及 び 団 体 等
1		富士河口湖町社会福祉協議会
2		富士吉田市社会福祉協議会
3		都留市社会福祉協議会
4		大月市社会福祉協議会
5		上野原市社会福祉協議会
6		富士吉田市
7		都留市
8		大月市
9		上野原市
10		道志村
11		西桂町
12		忍野村
13		山中湖村
14		鳴沢村
15		富士河口湖町
16		小菅村
17		丹波山村
18		都留児童相談所
19	副実行委員長	富士・東部保健福祉事務所
20	副実行委員長	ふじざくら支援学校
21	副実行委員長	障害者支援施設 はまなし寮
22		富士・東部小児リハビリテーション診療所
23	実行委員長	富士ふれあいセンター

別表第2（第10条関係）

番号	施 設 及 び 団 体
1	富士吉田市身体障害者福祉会
2	都留市身体障害者福祉会
3	大月市障害者福祉の会
4	富士吉田市聴覚障害者協会
5	鳴沢村聴覚障害者協会
6	富士河口湖町聴覚障害者協会
7	富士吉田市視覚障害者福祉協会
8	山梨県手をつなぐ育成会（富士北麓地域）
9	都留市中心身障害児(者)を守る父母の会
10	南都留郡心身障害児(者)を守る父母の会
11	河口湖ライオンズクラブ
12	障害者支援施設 宝山寮
13	障害者支援施設 もえぎ寮
14	富士北麓聖ヨハネ支援センター
15	障害福祉サービス事業所 pal-pal
16	大月市地域活動支援センターこわけ
17	地域活動支援センター 河口湖ハーバル工房
18	特定非営利活動法人わかば 上野原福祉作業所
19	就労支援事業所チャレンジ・ドリーム
20	障害福祉サービス事業所 ありんこ
21	就労支援事業所 めばえ
22	忍野村地域活動支援センター くるみ
23	特定非営利活動法人五湖の会・就労B型事業所木の花・地域活動支援センターふじくら
24	大月市地域活動支援センターJOY
25	富士田市地域福祉交流センター
26	障害福祉サービス事業所 わかあゆ工房
27	社会福祉法人あすなろ会 みとおし
28	スイートベリーKATUYAMA
29	社会福祉法人 不二の里福祉会 障害福祉サービス事業所 けやき園
30	就労支援センター いちごいちえ
31	株式会社High-Five アイラブ福祉研究所
32	障害福祉サービス事業所 るりからくさ
33	就労支援事業所 りんく